

## 令和5年度 住之江区2歳児子育てケアプラン作成事業

### 運營業務委託

### 募集要項（公募型プロポーザル）

住之江区では、健診等による把握の機会が少ない2歳児を養育する保護者を対象にアンケートを実施し、子育てに関する困りごとがあり訪問を希望する世帯や回答のない世帯を訪問し、個々に応じた「子育てケアプラン」を新たに作成することで、必要な子育て支援につなげるため、標記事業を実施します。

この事業に応募される団体は、必ずこの「募集要項」をお読みください。

大阪市住之江区御崎3丁目1番17号

住之江区役所保健福祉課（子育て支援室）

TEL 06-6682-9878 FAX 06-6686-2039

E-MAIL tt0012@city.osaka.lg.jp

URL <http://www.city.osaka.lg.jp/suminoe/>

## 1 案件名称

令和5年度 住之江区2歳児子育てケアプラン作成事業運営業務委託

## 2 業務内容に関する事項

### (1) 事業目的と概要

本市では、妊娠・出産から就学までの間の子育て支援として、大阪市版ネウボラや家庭児童相談員による子育て相談といった区役所が実施する支援だけでなく、つどいの広場、地域による子育てサロン等、様々な主体が取り組みを行っている。

また、区役所においては、助産師訪問や乳幼児健診等の機会を捉え、対象年齢の児童の健康などの状況を把握し、支援が必要と判断される場合は発達相談等継続したアプローチにつなげるようにしている。さらに、保育所(園)・幼稚園等に就園している児童は、基本的には各園で日常的に状況を把握している。

このように、関係機関がこれら各種制度や取り組みにより子育て世帯の状況を把握し、支援を行っているものの、約半分が保育所(園)や幼稚園等に就園していない2歳児については、それまでにあった健診等のアプローチの機会も減少することから、保護者からの主体的なアプローチがなければ、課題を発見しにくく、状況を把握する機会が少なくなっている。

本事業は、こうした健診等による把握の機会が少ない2歳児を養育する保護者を対象にアンケートを実施し、子育てに関する困りごとがあり訪問を希望する世帯や回答のない世帯を訪問し、個々に応じた「子育てケアプラン」を新たに作成することで、必要な子育て支援につなげ、ひいては不適切な養育環境の防止等児童虐待の未然防止をめざすものであり、今般、その目的を達成するため、受注者のもつ相談支援に関するノウハウ、2歳児の子育てや支援を要する世帯を支援につなぐことに関する幅広い知識と経験、専門性を活用するため、民間事業者から広く企画提案を募集する。

### (2) 業務内容

- ・アンケート調査業務
- ・家庭訪問・支援業務

※ 詳細は別紙「業務委託仕様書」の通り。

### (3) 事業規模(契約上限額)

金9,924,004円(消費税及び地方消費税を含む)

※契約上限額を上回る提案については、失格とする。

### (4) 契約期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日

### (5) 履行場所

住之江区内

### (6) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

### (7) 市側から提供する資料、貸与品等

アンケート送付に必要な送付先データを提供する。

### **3 契約に関する事項**

#### **(1) 契約の方法**

大阪市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、本市が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

#### **(2) 委託料の支払い**

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

#### **(3) 契約書案**

別紙「業務委託契約書」の通り。

#### **(4) 契約保証金**

契約保証金 要。ただし、大阪市契約規則第 37 条第 1 項の規定により免除することがある。

保証人 不要

#### **(5) 再委託について**

ア 受注者は、本業務委託の全部を一括して、又は仕様書等において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。なお、「主たる部分」とは、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等をいい、受注者はこれを再委託することはできない。

イ 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

ウ 受注者は、上記ア及びイに規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が 1,000 万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

エ 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

オ 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置の期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

## (6) その他

- ア 契約の締結は、令和5年度大阪市予算の成立を条件とする。
- イ 受注者決定後契約締結までに、受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- ウ 契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- エ 委託契約事項を遵守しないなど、当該事業を継続させることが適当でないと大阪市が認めるときは、委託を取り消すことがある。この場合、受注者の損害に対して、市は賠償しない。また、取り消しに伴う大阪市への損害について、受注者に損害賠償を請求することがある。

## 4 応募資格

次の要件すべてを満たすものが、公募型プロポーザルに参加することができる。

- (1) 法人または事業を営む個人・その他の団体（代表者又は管理人の定めがあるもの）であること。  
国・地方公共団体は除く。
- (2) 次のアからオのいずれにも該当しない者であること
  - ア 破産者、成年被後見人、被保佐人、被補助人
  - イ 会社更生法に規定する更生手続き、または民事再生法に規定する再生手続きの申立てをしている者又は申立てをなされている者
  - ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者
  - エ 金融機関から取引の停止を受けている者
  - オ 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受け、その措置期間中の者又は措置要件に該当すると認められる者
- (3) 納税義務者にあつては、消費税及び地方消費税、市町村民税及び固定資産税を完納していること。その他公租公課についても同様とする。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。また、特定の公職者（候補者を含む）または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- (5) 公共の福祉に反する活動をしていないこと。
- (6) 事業者が共同体を結成して申請する場合は、以下の要件すべてを満たしているときに限り、可能とする。
  - ア 各事業者は、共同体の代表となる事業者（代表者）を決め、代表者が全体の意思決定、管理運営等にすべての責任を持つこと。なお、代表者は、業務の遂行に責任を持つことのできる事業者とすること。
  - イ 参加申出以後、代表者及び共同体を構成する事業者（構成員）の変更は認めない。
  - ウ 構成員すべての事業者が上記（1）～（5）の基準すべてを満たしていること。
  - エ 代表者とならない事業者にあつては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること。
  - オ 参加申出時に共同体の協定書の写しを併せて提出すること。なお、協定書には、それぞれの事業者の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されていること。
  - カ 代表者を含む構成員は、それぞれに単独もしくは他の共同体の構成員として応募することはできない。

## 5 スケジュール

・ 公募開始	令和4年12月16日（金）
・ 質問受付締切	令和4年12月28日（水）
・ 質問に対する回答公表	令和5年1月6日（金）
・ 参加申出締切	令和5年1月18日（水）
・ 参加資格決定通知	令和5年1月25日（水）
・ 企画提案書の提出締切	令和5年2月22日（水）
・ プレゼンテーション	令和5年3月7日（火）
・ 選定結果通知	令和5年3月15日（水） 予定
・ 契約締結・事業開始	令和5年4月1日（土）
・ 事業完了	令和6年3月31日（日）

## 6 応募手続き等に関する事項

### （1）質問の受付

ア 受付期間	令和4年12月16日（金）から令和4年12月28日（水）17時30分まで
イ 提出方法	別紙様式1「質問票」に記載し、件名を「【2歳児】質問票」として、住之江区役所保健福祉課（子育て支援室）までEメールのみにより提出すること（電話、来訪などの口頭による質問、郵送、FAXによる質問は受け付けない）。 送信先メールアドレス：tt0012@city.osaka.lg.jp
ウ 回答	令和5年1月6日（金）17時30分までに、寄せられた質問と回答を、大阪市ホームページプロポーザル方式等発注案件ページに掲載することで回答とする。

### （2）参加申出手続き及び参加資格決定通知

ア 受付期間	令和5年1月6日（金）から令和5年1月18日（水）17時30分まで（本市の休日を除く毎日、9時00分から17時30分まで。ただし、12時15分から13時00分を除く。）
イ 提出書類	別表1のとおり
ウ 提出部数	2部
エ 提出場所	住之江区役所保健福祉課（子育て支援室）へ持参すること。 （郵送、FAX、Eメールでの提出は受け付けない。）
オ 参加資格決定通知	令和5年1月25日（水）発送で、郵送により通知する。

### （3）企画提案書の提出

- ア 企画提案書は、A4版とし、様式は別表2に指定するとおりとする。
- イ 企画提案書の枚数は、次項ウ 企画提案書の必須記載項目の「様式7—2・3・4」それぞれ2ページ以内とする。
- ウ 企画提案書の必須記載項目は、以下のとおりとする。
- ① 本業務に対する考え方、実施方針
- ・ 本事業の趣旨目的に対する事業者の考え方について

- ・ 2歳児の養育に関する知識並びに支援にあたっての課題及び留意点について
  - ・ 本事業を児童虐待防止に繋げるための課題及び留意点について
  - ・ 本業務の実施方針について
- ② 本業務の実施方法、手法等
- ・ 本業務の目的を達成するための運営方法、体制、スケジュールについて
  - ・ 発注者及び関係機関との連携について
  - ・ 個人情報保護のための具体的対応策について
- ③ 課題に対する解決案または解決手法等
- ・ アンケートを通じた子育て支援施策・制度の普及啓発のための具体的な提案
  - ・ アンケート回収率向上に向けた具体的な提案
  - ・ 回答拒否者や訪問不在者に対しての具体的な提案
  - ・ 本業務を通じて実施する児童虐待防止の取組みに関する具体的な提案
  - ・ その他事業者が考える本事業の課題とその解決案・解決手法について
- ④ 本業務にかかる実施体制・支援体制
- ⑤ 類似業務実績
- ※ 自治体等における子育て支援、特にアウトリーチや虐待防止対策に関する業務実績について
- ⑥ 提案見積もりと積算根拠
- ⑦ その他参考になる事項
- エ 受付期間 令和5年1月25日(水)から令和5年2月22日(水)17時30分まで(本市の休日を除く毎日、9時00分から17時30分まで。ただし、12時15分から13時00分を除く。)
- 受付期間経過後は、理由のいかんを問わず、受付を行わない。
- オ 提出部数 10部(正本1部、副本9部)
- ※ 提案事業者名の記載は正本のみとし、副本には記載しないととも、他に事業者名表示があれば黒塗りするなどし、提案事業者が推定できる記載は行わないこと。
- ※ 提出できる案は、1案のみとする。
- カ 提出場所 住之江区役所保健福祉課(子育て支援室)に持参すること。
- (郵送、FAX、Eメールでの提出は受け付けない。)

## 7 選定に関する事項

### (1) 選定基準

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

#### 一事業の企画内容 【50点】

業務の目的・目標を理解し、実現に向けた具体的な提案となっているか。

2歳児のいる世帯の子育て支援や児童虐待防止に繋がる具体的かつ実現可能な手法となっているか。

課題と解決方法・解決策の提案が具体的かつ実現可能であるか。

斬新なアイデアや創意工夫など特筆すべき提案があるか。

事業スケジュールは無理のない計画となっているか。

ー業務の実施体制 【30点】

運営主体として経営が安定しており、業務を確実に実施できる体制であるか。

2歳児の発達や養育や子育て相談に関する十分な知識と経験を有し、適切な相談を継続的にできる体制であるか。

対応可能な時間など、保護者ニーズに応じた柔軟な対応が可能な体制であるか。

区内の関係機関とのネットワーク形成ができる体制であるか。

ー類似事業の妥当性 【10点】

本業務と同種・類似した業務実績はあるか。

ー費用積算根拠の妥当性 【10点】

費用の積算根拠は明確に示されているか。

効率的で妥当な経費により提案されているか。

## (2) 選定方法

ア 本企画提案の審査については、令和5年度住之江区2歳児子育てケアプラン作成事業運営業務公募型プロポーザル選定会議を行い、その意見を受けて選定する。

イ 選定メンバーは、審査基準に沿って企画提案書の審査を行う。

ウ プレゼンテーション

(ア) 開催日時 令和5年3月7日(火) 午後

※個別の参加者の集合時間は、企画提案受付期間終了後にメールで通知する。

(イ) 場所 住之江区役所3階会議室

(ウ) 内容・方法 企画提案書の内容について、15分間のプレゼンテーションののち、メンバーから質疑応答を行う。

エ 全メンバーの平均評価点(以下、評価点)が最も高い事業者を選定するものとする。

評価点最も高い事業者が複数ある場合は、「事業の企画内容」の得点がより高い事業者を選定する。

なお、評価点が60点に満たない場合は、選定対象としない。

オ 選定結果は、令和5年3月15日(水)(予定)以降に、各参加者に通知するとともに、大阪市ホームページプロポーザル方式等選定結果ページに掲載する。

カ 審査は非公開とし審査内容についての質問や異議は一切受け付けない。

## (3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

ア 選定メンバーに対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること

イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと

ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること

エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

カ 選定会議におけるプレゼンテーション及び質疑応答を欠席した場合



## 公募型プロポーザル参加申請書類一覧

別表 1

名 称	様 式 ・ 取 扱 い 等
①公募型プロポーザル参加申出書	様式 2
②業務実績調書	団体等の業務内容がわかるもの パンフレット等。様式自由
③登記簿謄本、又は登記事項全部証明書	法人の場合 提出日前 3 か月以内に発行されたもの：写し可
④申出内容誓約書	様式 3
⑤印鑑証明書	提出日前 3 か月以内に発行されたもの：写し不可
⑥使用印鑑届	様式 4
⑦過去 2 か年の税務署が発行する消費 税及び地方消費税の納税証明書	提出日前 3 か月以内に発行されたもの：写し可 税務署の様式その 3 又はその 3 の 3 様式〔法人〕、またはそ の 3 の 2 様式〔個人〕 非課税の場合はその旨記載した理由書を提出すること。
⑧最近 2 か年の市町村民税並びに固定 資産税の納税証明書	提出日前 3 か月以内に発行されたもの：写し可 但し、営業が 2 年未満の者、もしくは非課税で本証明書が 2 か年分提出できない場合は、その旨を記載した理由書を 提出すること。
⑨委任状	様式 5 ※共同体での申請の場合のみ
⑩協定書	※共同体での申請の場合のみ

※ 令和 4 年度・令和 5 年度・令和 6 年度大阪市入札参加有資格者名簿に登録されている者は、  
③・④・⑤・⑥は省略可能。

## 企画提案書類一覧

別表 2

名 称	様 式 ・ 取 扱 い 等
①企画提案申請書	様式 6 代表者印を捺印してください。
②企画提案書	様式 7-1 から様式 7-5
③事業概要	最近 2 事業年度の財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書 何れも任意団体にあつてはこれに相当する書類
④定款の写し	任意団体等にあつては、これに相当する書類